

青森県福祉サービス第三者評価

内容評価基準（児童館版）

判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点

令和3年4月1日

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

目 次

A 児童館の活動に関する事項

A-1 児童館の施設特性

A1	A-1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されて いる。.....	1
A2	A-1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮して いる。.....	2
A3	A-1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。	4

A-2 遊びによる子どもの育成

A4	A-2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の 状態を把握して子どもの育成を行っている。	6
A5	A-2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるよう にしている。	8
A6	A-2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に 自発的に取組めるように援助している。	9

A-3 子どもの居場所の提供

A7	A-3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境 づくりや援助を行っている。	10
A8	A-3-(2) 中・高校生世代の利用に対する援助がある。	11

A-4 子どもの意見の尊重

A9	A-4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重 している。	12
A10	A-4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。	13

A-5 配慮を必要とする子どもへの対応

A11	A-5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。	14
A12	A-5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、 家庭と連絡を取って支援を行っている。	16

A-6 子育て支援の実施

A13 A-6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。 17

A14 A-6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。 18

A-7 地域の健全育成の環境づくり

A15 A-7-(1) 地域の健全育成の環境づくりに取組んでいる。 19

A-8 ボランティア等の育成と活動支援

A16 A-8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。 20

A-9 子どもの安全対策・衛生管理

A17 A-9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。 21

A-10 学校・地域との連携

A18 A-10-(1) 学校・地域との連携を行っている。 22

A19 A-10-(2) 運営協議会等が設置され、機能している。 24

A-11 【選択項目】 放課後児童クラブの実施

A20 A-11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。 25

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

B1 B-1-(1) 大型児童館としての施設・設備や人材を有効に活用している。 26

B2 B-1-(2) 県内児童館の連絡調整と支援を行っている。 28

B3 B-1-(3) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っている。 29

B4 B-1-(4) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っている。 30

B5 B-1-(5) 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取組んでいる。 31

A 児童館の活動に関する事項

A-1 児童館の施設特性

A1 A-1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

【判断基準】

- a) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。
- b) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されているが、十分ではない。
- c) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されていない。

評価の着眼点

- 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができている。
- 子どもが遊ぶことができている。
- 子どもが安心してくつろぐことができている。
- 子ども同士にとって出会いの場になることができている。
- 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- 子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の基本特性が、児童館ガイドラインに示された児童館の理念と目的に基づいて設定されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は、子どもが誰でも自由に利用できる施設です。子どもの最善の利益を保障する観点から、児童館ガイドライン（第1章3（1））には、施設の基本特性として次のように示されています。

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができます。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらったりする職員がいる。

- 上記の施設の基本特性を發揮するには、利用上のルールや空間の設定に加えて、職員がその主旨を理解し、利用者への対応を意識的におこなっていることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、利用上のルールや空間の設定を確認するとともに、子どもが活動している様子や職員の関わり方を観察します。
- 異年齢の活動について、具体的に聴取します。
- 子どもの相談への対応状況について、記録を確認します。

A2 A-1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を發揮している。

【判断基準】

- a) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。
- b) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮しているが、十分ではない。
- c) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮していない。

評価の着眼点

- 地域における子どもの居場所になっている。
- 職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。
- 児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができている。
- 子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。
- 住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童館の特性である拠点性、多機能性、地域性が活動や運営の際に発揮されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は、地域児童の健全育成を担う児童福祉施設です。この観点から、児童館ガイドライン（第1章3(3))には、児童館の特性として次のように示されています。

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

①拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

②多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができます。

- 児童館がその特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮して活動するには、職員がこれを理解し、様々な活動や日常的な子どもとの関わりの中で表現していくとともに、地域住民や関係機関とも積極的に関わっていくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、日々の利用者数の推移を確認するとともに、子どもが居場所として利用している様子や職員の関

わり方を観察します。

- 子どもの福祉的な課題への対応状況について、具体的に聴取します。
- 地域と連携した取組について、具体的に聴取します。

A3 A-1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。
- b) 一
- c) 子どもの権利を保障するための取組が十分ではない。

評価の着眼点

- 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。
- 子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。
- 子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。
- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神にのっとり、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めていることとともに、子どもの権利擁護のための取組が、職員全員に徹底されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの権利を保障するための取組については、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めることが、職員全員に徹底されている必要があります。
- また、利用する子どもや保護者に対して、児童の権利に関する条約の精神や具体的な内容について、伝えていくことが必要です。
- 実際の取組としては、マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 児童館では、子どもの心身の状況や家庭での生活の状況を把握できるだけでなく、乳幼児の保護者の状況も把握できます。児童虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 児童館ガイドライン（第1章4）では、児童館の社会的責任として、子どもの人権に十分配慮し権利擁護に努め子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障することが求められています。
- 児童館ガイドライン（第5章4（2））では、児童館の職員には次に示す職場倫理が求められています。これらを常に意識し、遵守することが求められます。

- (1) 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
- (2) 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。
- (3) 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- (4) 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
- (5) 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること

(3) 評価の留意点

- 児童の権利に関する条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 法人（児童館）では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等へ

の参加や宗教的行為を日常的な生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのこととは強制してはならず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

- 評価に際しては、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めることは、児童福祉施設としての基本です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

A-2 遊びによる子どもの育成

A4 A-2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し一人ひとりの心身の状態を把握して、子どもの育成を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し一人ひとりの心身の状態を把握して、子どもの育成を行っている。
- b) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し一人ひとりの心身の状態を把握して、子どもの育成を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し一人ひとりの心身の状態を把握していない。

評価の着眼点

- 職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。
- 子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。
- 遊び及び生活の場で、その時々の一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。
- 子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員が子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職員は、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について理解するとともに、発達の個人差を踏まえて、その時々の一人ひとりの心身の状態に配慮しながらかかわっていくことが必要です。
- 子どもにかかわる際には、子どもと信頼関係を築くよう努めつつ、子どもの失敗や過ちを含めてより良い方向に成長していくよう、見守ったり励ましたりしていきます。また、遊びの場面で起こる喧嘩やトラブル、羽目を外す行為などへの対応は、子どもの気持ちを荒れさせることなく、成長につなげるように、適切に行います。
- 一人ひとりの子どもの援助や、喧嘩やトラブルへの対応等については、その場だけに終わるのではなく、記録し、職員間で振り返り、継続的な支援に努めていくことが大切です。
- 子どもの発達を理解するための基礎的視点について、児童館ガイドライン（第2章）には次のように示されています。

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまづきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切にし始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に 대해信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聞くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

(3) 評価の留意点

- 評価に際しては、自己評価や訪問調査で、館長や職員が子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について理解していることを確認します。
- 日頃、子どもとかかわる際に心掛けていることを具体的な事例を交えつつ尋ね、一人ひとりの発達特性や個人差を踏まえて適切な支援を行っていることを確認します。
- また、子ども一人ひとりの発達特性や発達の個人差、その時々の心身の状態等を把握しつつ子どもの育成を行っていることを個別の記録で確認します。

A5 A-2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしている。

【判断基準】

- a) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしている。
- b) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしているが、十分ではない。
- c) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしていない。

評価の着眼点

- 子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。
- 子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。
- 空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。
- 子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館では、あらかじめ決まった遊びを子どもに提供するだけでなく、子どもが自由に遊びを選択したり自ら遊びを作り出したりと、自発的・創造的に活動できるように環境を整備しておくことが必要です。
- そのためには、空間や図書、玩具、遊具等が、指定された使用法だけでなく、子どもの発想で自由に工夫して安全に遊べるようになっていくことが重要です。
- また、そのための職員の対応や働きかけについて、職員間で確認しあっていることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価では、環境整備の状況と、職員の関わり方を確認します。
- 評価方法は、遊びによる子どもの育成の実施状況を聴取し、諸室・空間の使い方や図書、玩具、遊具等の利用方法、職員の対応や働きかけ等について、観察して確認します。

A6 A-2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

【判断基準】

- a) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。
- b) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助していない。

評価の着眼点

- 乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に来館している。
- 幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。
- 職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。
- 職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中の個人の成長の過程を意識して関わっている。
- 子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの集団形成や自発的な活動について、職員が意識的に取組んでいることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は、乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが出会い、交流できる施設です。
- 幅広い年齢の子どもが一緒に遊んだり交流したりできる場が日常的に設けられていることが必要です。
- 行事やクラブ活動等においても、できるだけ幅広い年齢の子どもが一緒に（あるいは交流しあって）取組めるように工夫することが重要です。
- 子どもは遊びや様々な活動を通じて集団を媒体として成長します。職員は、子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援することが求められます。
- また、子どもが集団での相互作用を通じて成長し、その集団が児童館活動に主体的に関われるようになっていくという、集団の発達過程を見通して実践していくことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもが仲間集団を形成して自発的に活動できるように職員が援助していることを評価します。
- 評価方法は、個別・集団の援助についての理解を確認するとともに、具体的な事例を聴取し、記録の中にその過程が記されていることを確認します。

A-3 子どもの居場所の提供

A7 A-3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。
- b) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っていない。

評価の着眼点

- 乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。
- 来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。
- 乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。
- 利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は、乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが安全に安心して過ごせる、子どもたちにとっての居場所でなければなりません。
- それには、子どもがくつろいだり、休憩したり、待ち合わせしたりするスペースがあり、誰でも使いやすい雰囲気であることが必要です。また、建物の広さにかかわらず、利用者同士が自由にふれあえるような空間づくりを工夫することも重要です。
- 児童館のルールについては、以下のような子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるための配慮が必要です。
 - ・ 遊びや様々な活動を、安全かつ円滑にできるような内容であること。
 - ・ 子どもの自主性や創造性を損なわないような内容であること。
 - ・ 子ども自身が納得できるものであること。
 - ・ 簡潔な内容でわかりやすく表現されていること。
 - ・ 職員間で充分に意思統一を行い、共通に理解を得ていること。
 - ・ 実態にそぐわなかったり、理解されなかったりするような場合は、子どもの参加のもとで再検討することが可能なものであること。もしくは、定期的に見直す機会が設けられていること。

(3) 評価の留意点

- 評価に際しては、児童館が子どもにとっての安全・安心な居場所になっていることを、環境づくりの側面と、職員対応の側面とで評価します。
- 評価では、利用上のルールや諸室の使い方、掲示や装飾等を含めた環境づくり、職員の利用者への関わり方や安全な空間作りへの配慮の状況等から、総合的に判断します。

A8 A-3-(2) 中・高校生世代の利用に対する援助がある。

【判断基準】

- a) 中・高校生世代の利用に対する援助がある。
- b) 中・高校生世代の利用に対する援助があるが、十分ではない。
- c) 中・高校生世代の利用に対する援助がない。

評価の着眼点

- 中・高校生世代も利用できるようになっている。
- 中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。
- 中・高校生世代が自ら企画する活動がある。
- 思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、中・高校生世代の利用を促進するような配慮がなされていて、実際に利用があることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 中・高校生世代の利用を促進するには、まずは児童館が、中・高校生世代も利用できる施設であることを案内パンフレット等で周知することが大切です。
- また、下校時刻が遅くても利用できるよう開館時間や曜日等を工夫したり、中・高校生世代が専有できるスペースを確保したり、高校を中退した子どもの受け入れにも配慮したりし、中・高校生世代が実際に利用できる環境づくりに努めることが必要です。
- 中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、児童館を自分の居場所として利用します。援助にあたっては、そのような思春期の発達特性をよく理解してかかわることが大切です。
- また、中・高校生世代の意見を尊重し、中・高校生世代が自ら進んで企画や活動に参加できるよう取り組んでいきます。
- 中・高校生世代が小学生と同じ時間帯で利用している児童館では、自分より小さい子どもへの思いやりや配慮、遊びをより楽しくする工夫などを自主的に行えるように職員が働きかけることが必要です。また、中・高校生世代が独自に利用している場合であっても、児童館活動の全体を知らせて、そこに年齢相応の役割を持って参加できるような働きかけをすることも必要です。
- 中・高校生世代と乳幼児がふれあう機会を設けることは、中・高校生世代の発達にとって必要な体験です。地域の健全育成関係団体や乳幼児保護者に協力してもらいつつ、日常場面や行事の中で意識的に取組んでいきます。
- 地域の関係団体が取組む中・高校生世代対応の活動に協力し、中・高校生世代の地域での居場所を広げ、充実させる取組を進めることも大切な取組です。
- 地域の状況によっては、児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することに配慮することも期待されます。

(3) 評価の留意点

- 評価では、中・高校生世代を対象として作られたおたよりや活動の記録、成果物などをきっかけに、実際に利用している中・高校生世代の様子や具体的なエピソード、最近の主要なプログラムの内容などを確認していきます。
- その際、中・高校生世代の主体的な取組をサポートしているか、他世代や地域住民との交流も心掛けているか、いわゆる「常連」のみになってしまわないような工夫を行っているか、等といった視点で確認していきます。

A-4 子どもの意見の尊重

A-4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

【判断基準】

- a) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。
- b) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重しているが、十分ではない。
- c) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重することを行っていない。

評価の着眼点

- 子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。
- 意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。
- 日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合って、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。
- 遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもに寄り添いその意向を汲み取るように職員間で確認し、児童館として共通の意識をもつて子どもへの対応をおこなっていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが意見を述べる場を提供するためには、児童館職員には、一人ひとりの子どもに寄り添い、その意向を汲み取ろうとする姿勢が求められます。
- 職員の子どもに対するこのような姿勢は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重するための重要な要素の一つです。それゆえ、職員がそれぞれ個別に意識しているだけではなく、職員集団として共通に意識されるように、会議や研修などの場で自分たちの子どもへの関わり方を具体的に取り上げて検証するなど、折に触れて職員相互で確認するような取組が求められます。
- 子どもの意向は、年齢や発達の度合い、一人ひとりの個性や背景によって表現のされ方が異なりますので、そのことへの配慮が必要です。特に幼児や低学年の子ども、障害のある子ども、日本語を母語としない子ども等が自分の意見を十分に言えない場合には、日常的に関わり寄り添うなかで、その意向を汲み取るように努めることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 評価では、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重するために、子どもに寄り添い、その意向を汲み取る関わり方について、会議や研修等を通じて定期的に取り上げて検証する仕組みがあることを確認します。
- 幼児や低学年の子ども、障害のある子ども、日本語を母語としない子ども等、自分の意見を十分に言えない子どもに寄り添い、その意向を汲み取っておこなった具体的な取組について聴取します。
- 館内の雰囲気や子どもたちの様子を觀察し、子どもたちが児童館の運営や活動について自由に発言できているかどうかを確認します。

A10 A-4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

【判断基準】

- a) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。
- b) 子どもの意見が運営や活動に反映されているが、十分ではない。
- c) 子どもの意見が運営や活動に反映されていない。

評価の着眼点

- 意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。
- 子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。
- 職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。
- 運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの意見が児童館の運営や活動に反映されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館では、利用する子どもが運営や活動に対して自由に意見を述べられるよう、環境や仕組みを整えることが必要です。同時に、子どもから出された意見に対しては、職員同士で話し合い、可能な限り柔軟に取り入れることも求められます。
- 具体的な取組としては、職員が日常的に子どもの意見に耳を傾けるよう心掛けることに加え、無記名でも意見を述べられる意見箱や掲示板の設置、行事やイベントの後のアンケートの実施等があります。いずれの場合も子どもが意見を出しやすくする工夫と配慮が求められます。
- 「子ども会議」など、児童館の運営や活動について子どもたちが話し合う場を定期的に設ける場合があります。また、特定の行事やイベントに向けた「子ども実行委員会」を設ける場合もあります。それらの会議では、可能であれば高学年児童や中・高校生世代がリーダーシップを発揮し、子どもたちの意見をまとめ、子ども同士の役割分担を采配する等、自分たち自身で活動をすすめられるように職員が援助していきます。
- 「子ども企画」といって、子どもが自分の企画を一つのイベントとして実施できる仕組みを設けているところもあります。こうした取組は子どもの主体性を育むことになりますし、子どもの居場所づくりとしても効果的です。
- 子どもの意見が元になった運営や活動についてはそのことを子どもたちに伝え、子どもたちが意見を出すモチベーションを高めるようにします。
- 子どもの意見を運営や活動に反映できない場合は、子どもが納得できるように丁寧に説明することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 評価では、子どもの意見を反映した取組について具体的にエピソードを聴取します。
- 意見箱や掲示板の設置を確認し、活用状況や活用のための工夫や配慮を確認します。
- 子ども会議や子ども実行委員会、子ども企画などの仕組みについて、記録や関係資料を通じて確認します。

A-5 配慮を必要とする子どもへの対応

A11 A-5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

【判断基準】

- a) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。
- b) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っているが、十分ではない。
- c) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っていない。

評価の着眼点

- 障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。
- 児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。
- 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。
- 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。
- 福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。
- 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、発達や家庭環境などの面で特に配慮が必要な子どもへの支援を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は地域のすべての子どもを利用対象としています。そのため、発達や家庭環境などの面で特に配慮が必要な子どもについても積極的に受け入れ、支援していくことが必要です。
- 児童館ガイドライン（第4章4）には、配慮を必要とする子どもへの対応について次のように示されています。

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡を取り、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めること。

- 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにすることが必要です。
- なお、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成30年7月20日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に、児童館における子ども虐待の早期発見・早期対応の取組における留意点について記載されているため、確認しておく必要があります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、配慮が必要な子どもへの対応についての具体的な取組事例を聴取します。
- また、配慮が必要な子どもについての個別の記録を確認します。
- 共通評価基準²⁵では地域の関係機関等と連携していることを評価しますが、本評価基準ではそれ以前に、児童館の場で適切に対応し、支援していることを評価します。

A12 A-5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

【判断基準】

- a) 家庭と連絡を取って支援を行っている。
- b) 家庭と連絡を取って支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭と連絡を取ることはない。

評価の着眼点

- 子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。
- 子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。
- 必ず記録を取り職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの活動の様子から必要があると判断した場合に、家庭と連絡を取って適切な支援を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるなど、子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取り適切な支援を行うことが必要です。
- 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うことが必要です。
- これらの場合には、必ず記録を取り職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようになります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、子どもの様子から必要だと判断して家庭と連絡を取った事例について聴取します。
- また、その際の記録を確認します。

A-6 子育て支援の実施

A13 A-6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

【判断基準】

- a) 保護者の子育て支援を行っている。
- b) 保護者の子育て支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者の子育て支援を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。
- 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。
- 保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。
- 児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談窓機関等につなげている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、保護者の子育て支援を実施していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子育てに対する不安は、同じ子育て中の友人を得て、子育ての悩みや喜びを分かち合うことにより軽減されます。保護者の子育て支援では、活動への参加だけでなく、子ども同士、保護者同士が自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮することが必要です。
- 児童館は、保護者にとっての身近な児童福祉施設として、子どもの発達上の課題について気軽に相談できるような子育て支援活動を実施するとともに、地域の子育て支援団体、保健師、主任児童委員、ボランティア等の社会資源と連携し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施することが求められます。
- 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談窓機関等につなぐ役割を果たすことが求められます。
- 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊娠婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めることが重要です。
- 実施に際しては、ひとり親や里親などの様々な家族のかたちがあること等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切です。また、男性の子育てへの参加を促進するため、母親だけでなく、父親等も参加できるように考慮することも重要です。
- 職員は、保護者との信頼関係を築き、保護者が気軽に話ができる雰囲気づくりに努めることが大切です。子どもの遊びに関する事、子どもの発育や病気に関する事、子育て家庭が利用できる行政サービスに関する事等の子育てに役立つ情報を収集・整理して、必要に応じて保護者に伝えます。また、相談対応に関する研修等を受けることも望まれます。

(3) 評価の留意点

- 子どもの発達課題や年齢等が考慮されて行われているか、参加者同士が交流できる場となっているか、プログラム内容や環境設定等について聴取し、記録を確認します。
- 保護者がいつでも相談できるように体制や環境を整えているか、必要に応じて専門機関につなぐことができる仕組みを整えているかについて聴取し、書類を確認します。
- 子育てに関する情報収集・提供の方法と、子育て支援団体や地域住民等の社会支援との連携状況について聴取し、資料等を確認します。
- 地域の子育て支援の拠点として、妊娠婦も考慮した子育て支援を行っているかについて聴取し、資料等を確認します。

A14 A-6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

【判断基準】

- a) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。
- b) 保護者と協力して乳幼児支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者と協力して乳幼児支援を行っていない。

評価の着眼点

- 乳幼児支援を保護者と協力して実施している。
- 参加者が主体的に運営できるように支援している。
- 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、乳幼児支援を保護者と協力して実施していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館で乳幼児支援を実施する場合は、保護者と協力して実施し、その主体性を育むように支援していきます。
- 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組は、子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取組むことが求められます。
- 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進することが必要です。
- 実施にあたっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 乳幼児支援プログラムにおける保護者の協力や参画の状況を聴取し、活動記録や関係資料を確認します。
- 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組について、その実施状況を確認します。

A-7 地域の健全育成の環境づくり

A15 A-7-(1) 地域の健全育成の環境づくりに取組んでいる。

【判断基準】

- a) 地域の健全育成の環境づくりに取組んでいる。
- b) 地域の健全育成の環境づくりに取組んでいるが、十分ではない。
- c) 地域の健全育成の環境づくりに取組んでいない。

評価の着眼点

- 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。
- 児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。
- 地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。
- 地域の子どもの育成活動に協力している。
- 地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域の健全育成の環境づくりを目的とした児童館の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本評価基準では、児童館が地域住民や関係機関等と連携して、健全育成の環境づくりを進めていることを評価します。
- 健全育成の環境づくりとは、児童館や健全育成の理解者を地域に増やし、地域ぐるみの健全育成を実現していくことです。そのためには、まずは広報を通じて児童館のことを地域に知ってもらわなければなりませんし、地域の人たちに気兼ねなく出入りしてもらえるよう、児童館の雰囲気を開放的ななものにする必要があります。そして、地域の様々な人や組織と活動を共にし、児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できるように機会を設けていきます。
- 児童分野を中心とした地域組織（PTA、子ども会、子育てグループ、民生・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、ボランティアグループ等）に対しては、地域の健全育成の環境づくりを担う公的施設として、活動場所等の提供や事務局のサポート等についても考慮する必要があります。
- 健全育成の環境づくりには、地域環境を子どもにとって安全で過ごしやすいものにしていくことも含まれます。
- 来館・帰宅時の安全対策については、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むことが求められます。この際、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト（平成30年7月）」を参考にすることが有効です。
- 地域にある児童遊園は児童福祉法上、児童館と並ぶ児童厚生施設であり、児童館職員は児童遊園の巡回厚生員を兼ねていることがあります。地域組織に協力して、地域の見回りや公園遊具の安全点検、子どもの遊びの見守り、子どもに関する犯罪の防止活動等に取組むことも大切です。

(3) 評価の留意点

- 地域への広報について、その内容と手段、工夫している点等について聴取し、資料を確認します。
- 職員の技術や設備・備品の地域への提供等の取組について聴取し、資料を確認します。
- 地域住民の児童館活動への関わりや子どもとの交流の状況について聴取し、資料を確認します。
- 地域に出向いて行く活動等の状況について確認します。
- 地域住民や団体との連携・協力の状況について聴取し、資料を確認します。
- 共通評価基準にも地域に関連する項目がありますが、[23]では「利用者と地域との交流を広げるための取組」を、[26]では「地域の福祉ニーズを把握するための取組」を、[27]では「地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業」について評価しています。

A-8 ボランティア等の育成と活動支援

A16 A-8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを含めたボランティアの育成と活動支援を行っている。
- b) 子どもを含めたボランティアの育成と活動支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもを含めたボランティアの育成と活動支援を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。
- 子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。
- 乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。
- 地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもや乳幼児の保護者、地域住民等を、児童館のボランティアとして育成し、その活動を支援していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもにとっては、日常活動やイベント等における職員のお手伝い自体が、遊びと同等の価値を持つ楽しい活動として感じられる場合があります。児童館ではそのような機会を捉えて、子どもがボランティアとして活動できるように、育成していきます。
- 児童館における子どものボランティア活動は、健全育成活動の一環として捉え、子ども同士の組織的な関わりを体験させるとともに一人ひとりのリーダーシップを育み、児童館はもとより、地域社会においても、主体的に活動できるように支援していくことが重要です。
- 乳幼児の保護者については、その主体的な活動を支援しつつ組織化を図るなどし、児童館活動全体に対するボランティアとしても育成していきます。
- 地域住民については、児童館の活動に参加し、子どもと交流できる機会を提供し、ボランティアとして継続的に活動できるように育成していきます。

(3) 評価の留意点

- 子どもボランティアの育成や、その活動支援について聴取し、記録や関連資料を確認します。
- 保護者ボランティアの育成や、その活動支援について聴取し、記録や関連資料を確認します。
- 住民ボランティアの育成や、その活動支援について聴取し、記録や関連資料を確認します。
- 本評価基準は、子どもを含めたボランティアを育成し、その活動を支援する取組について評価します。
共通評価基準24は、ボランティアの受入れ体制を評価しています。

A-9 子どもの安全対策・衛生管理

A17 A-9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。
- b) 子どもの安全対策・衛生管理を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの安全対策・衛生管理を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。
- 子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。
- 事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。
- 飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。
- 来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、共通評価基準の37、38、39とともに、児童館として取り組むべき子どもの安全対策・衛生管理について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館では、子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝えるなど、子どもが自ら危険を回避する能力を養い、安全に遊べるようにすることが求められます。
- 職員は、子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めることが求められます。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望されます。
- 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めることが必要です。特に食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要があります。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが求められます。
- 子どもの健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理、採光・換気等保健衛生への配慮も求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どもが自ら危険を回避する能力を養うための、安全学習の取組について確認します。
- 子どものケガや病気の応急処置の方法について、職員が研修や訓練に参加した記録を確認します。
- 事故やケガの発生時の対応マニュアルの内容を確認します。
- 共通評価基準でも安全に関連する項目がありますが、37では「リスクマネジメント体制の構築」について、38では「感染症予防等」について、39では「災害時における安全確保」について評価しています。

A-10 学校・地域との連携

A18 A-10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

【判断基準】

- a) 学校・地域と連携している。
- b) 学校・地域と連携しているが、十分ではない。
- c) 学校・地域と連携していない。

評価の着眼点

- 児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。
- 児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。
- 災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。
- 児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。
- 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童館が学校・地域と連携していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館は、地域の子どもの健全育成を担う施設として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められます。
- 学校との連携については、まず、児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ることが大切です。また、児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めることも求められます。
- 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくことが重要です。
- 地域及び関係機関等との連携については、まず、児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くことが求められます。また、地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くことも求められます。
- 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくことが必要です。
- 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

- 行事や子どもの様子等についての情報交換が、職員の個別の人間関係に依拠するものではなく、児童館と学校との組織的な関係に基づいて行われていることを確認します。個別の人間関係により連携している場合は、その関係を仕組化する努力がされていることを確認します。
- 安全管理上の問題が発生した場合の学校との連絡、子どもや保護者への対応等について、連携体制が整っていることを確認します。また、そのことが明文化され、職員に周知されていることも確認します。
- 児童館活動について地域住民に積極的に情報発信し、地域の資源として活用されるよう進めているか、また、児童館との連携・協力関係につなげているかを聴取し、資料を確認します。
- 地域の子どもの健全育成の環境づくりを進めるために、児童館が各種の組織、関係団体・施設と連携・協力している内容を確認します。連携・協力はそのメンバーとなって参加しているだけではなく、その中で具体的な

- 活動があり、子どもの支援につながっていることを確認します。
- 共通評価基準25は、児童館活動を行う上で必要となる社会資源としての、地域の様々な関係機関・団体等との連携状況を評価しています。

A19 A-10-(2) 運営協議会等が設置され、機能している。

【判断基準】

- a) 運営協議会等が設置され、機能している。
- b) 運営協議会等が設置されているが、機能していない。
- c) 運営協議会等が設置されていない。

評価の着眼点

- 児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。
- 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。
- 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童館に運営協議会等が設置され、機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館が地域ニーズを把握し、地域の児童福祉施設としての機能を発揮するための手段として運営協議会等の設置があります。児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、保護者等を地域の実情に併せて組織化し、定期的に児童館活動の報告をしたり、子どもの現状を伝えたりするなど情報を発信するとともに、構成員から意見等を聴取することにより、連携・協力関係を築き、児童館活動の充実を図り、地域ニーズに応えることが重要です。
- 児童館の運営に子どもが参画する手段の一つとして、子どもが運営協議会等の構成員となることが考えられます。子どもが運営協議会に参加して、児童館からの説明を聞いたり、意見を述べたりする場とともに、子どもの意見が尊重され、児童館の運営や地域の活動に生かされるための支援が求められます。また、形ばかりの参画とならないように、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努め、運営協議会が実質的に機能する場であることが求められます。
- 運営協議会は、児童館運営を充実させるための有効な一組織として仕組化することが求められます。そのためにも、児童館側が一方的に必要な際に召集するのではなく、定期的に開催されることが必要です。また、臨時に對応すべき事項が生じた場合は、適宜開催される体制も求められます。

(3) 評価の留意点

- 運営協議会が形式的に開催されているのではなく、児童館運営に必要な組織として実質的に機能しているかについて、構成員の名簿、召集のための文書、会議資料、議事録などにより確認します。
- 運営協議会に子どもが参画することについて、上記の留意点に加え、子どもが参画するための具体的な取組内容について聴取や、資料などにより確認します。

A-11 【選択項目】 放課後児童クラブの実施

A20 A-11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。
- b) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営しているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営していない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。
- 放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。
- 放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童館で放課後児童クラブを実施している場合、児童館の持つ機能を生かして運営していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童館で放課後児童クラブを実施する場合も市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて運営することが求められますが、母体となる児童館は本来の機能を失わないようにすることが大切です。
- 放課後児童クラブには、宿題やおやつや帰りの会など、生活の場としての一連の流れがありますが、児童館全体を「放課後児童クラブ化」してしまうことのないよう注意が必要です。自由来館の子どもたちが肩身の狭い思いをすることなく、自分たちの居場所として気兼ねなく利用できるよう配慮しなければなりません。
- 放課後児童クラブに在籍する子どもにとっては、児童館に来館する子どもと活動を共にすることは、幅広い年齢層の子どもと関わる大切な機会であると捉えられます。
- また、児童館の持つ地域性を生かし、放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民との交流に努めることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 日常の活動の様子を観察するとともに共同で実施するプログラム等を確認し、児童館と放課後児童クラブ両方の機能が損なわれないよう配慮していることを確認します。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもとが、様々な活動を通じて交流していることを確認します。
- 放課後児童クラブに在籍する子どもが地域の子どもや住民と交流できるよう努めていることを確認します。

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

B1 B-1-(1) 大型児童館としての施設・設備や人材を有効に活用している。

【判断基準】

- a) 大型児童館としての施設・設備や人材を有効に活用している。
- b) 大型児童館としての施設・設備や人材を活用しているが、十分ではない。
- c) 大型児童館としての施設・設備や人材を活用していない。

評価の着眼点

- 県内の実情と児童の状況に即した、大型児童館ならではの創造的なプログラムが作成されている。
- 県内の健全育成に携わる人々の中から幅広く人材を活用している。
- 県内の健全育成活動についてリーダー的役割を果たせるように活動している。
- 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開している。
- 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用している。
- ホールやギャラリーなどの諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備え、有効に活用していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、県内の子どもの健全育成の象徴的な拠点施設として位置付けられます。大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがありますが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められます。
- プログラムは、県内の実情と児童の状況に即して、大型児童館ならではの創造的なものを作成する必要があります。
- 活動に際しては、県内の健全育成に携わる人々の中から幅広く人材を活用しつつ取組むことが求められます。
- 大型児童館の職員は県内の健全育成活動のリーダー的な役割を果たせるよう、職員自身が自覚をもって活動に臨むことが大切です。
- 大型児童館は、県内全域を意識して、その健全育成活動の水準を維持向上することも求められています。児童館ガイドライン（第9章3）には、次のように示されています。

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

（略）

- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

(3) 評価の留意点

- 県内の子どもの健全育成の象徴的な拠点施設として機能している具体的な事例を聴取します。
- 大型児童館として特徴的なプログラムの内容や実施状況を聴取し、資料等を確認します。
- 県内の健全育成に携わる人材の活用状況を確認します。

- 県内の健全育成活動における職員の果たしている役割について確認します。
- 公開している資料、貸し出している児童福祉文化財、諸室・設備等の活用状況、舞台等の開催状況等を確認します。

B2 B-1-(2) 県内児童館の連絡調整と支援を行っている。

【判断基準】

- a) 県内児童館の連絡調整と支援を行っている。
- b) 県内児童館の連絡調整と支援を行っているが、十分ではない。
- c) 県内児童館の連絡調整と支援を行っていない。

評価の着眼点

- 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにしている。
- 県内の児童館連絡協議会等の事務局を設けるなどして、県内児童館相互の連携を密にしている。
- 県内児童館の運営等を指導するとともに、職員やボランティアを育成している。
- 県内児童館の館長や職員の研修を行っている。
- 児童館活動の啓発のために、広報誌の発行等を行っている。
- 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等へ参加し、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、大型児童館が県内児童館の連絡調整と支援を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 大型児童館には、県内の児童館をはじめとする健全育成活動・子育て支援活動を活性化させ発展させる拠点としての役割があります。それには、県内各地の児童館活動等の実情を把握して、そのなかから先駆的な活動を広めていくことや、課題を見出し提起していくことが求められます。情報収集に際しては、全国の先駆的な活動事例や、児童の発達に関する研究成果、今日の児童育成に関する問題などの収集に努めることも必要です。
- こうした役割を果たすために大型児童館には、県内児童館の連絡調整や支援を行う児童館連絡協議会等の事務局を設置することが求められます。児童館連絡協議会では、大型児童館と県内の小型児童館との連携に加えて、小型児童館同士のネットワークを強化していくことも意識する必要があります。
- 大型児童館は、県内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくり、ボランティア育成等に積極的に取組むことが必要です。県内児童館の職員に対する研修や相互交流を進めるためには、県や市町村との連携が欠かせません。また、その内容を充実させるためには、現場の実態や職員の意識等を把握しておくことも大切です。
- 大型児童館では広報誌の発行等を行い、児童館活動の啓発に努めることも必要です。

(3) 評価の留意点

- 県内児童館の情報収集等の状況を確認します。
- 児童館連絡協議会の活動状況を聴取し、資料等を確認します。
- 県内児童館の職員研修や館長研修、交流の機会づくり等の状況を確認します。

B3 B-1-(3) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っている。

【判断基準】

- a) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っている。
- b) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っているが、十分ではない。
- c) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っていない。

評価の着眼点

- 県内児童館を拠点とする地域組織活動（母親クラブ）等との連絡調整を図り、その事務局等を置いている。
- 教育委員会、学校、地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 大型児童館は、教育委員会、学校、県内の健全育成にかかわる関係機関や地域団体等（警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、各種ボランティア団体等）の支援とネットワークづくりに積極的に取組むことが必要です。そのためには、それを行う部門（職員、担当）があり、ネットワークづくりの状況について定期的に点検することが重要です。ネットワークづくりは、「連絡体制がある」ということに留めずに、実際の活動と結びついて発展できるように工夫し、絶えず連絡を取り合っていくことが大切です。
- 大型児童館は、こうした県内の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議の中心的な役割を果たすことが必要です。連絡・協議の場には常に適切な情報収集に基づいた方針をもって臨み、会議が円滑かつ適切に進められるよう努めるとともに、事務局としての役割を担えるように努力することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 関係機関及び地域団体等の支援とネットワークづくりについて聴取するとともに、書類等で確認します。
- 県内の健全育成に関する連絡・協議の場で果たしている役割について聴取するとともに、書類等で確認します。

B4 B-1-(4) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っている。

【判断基準】

- a) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っている。
- b) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っているが、十分ではない。
- c) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っていない。

評価の着眼点

- 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムの開発に積極的に取組んでいる。
- 新たに開発した各種遊びのプログラムについて、多くの子どもが体験できるようにその普及に努めている。
- 県内児童館へのプログラム提供の方針と計画が作成されている。
- プログラム提供の効果的な方法が検討されている。
- 提供したプログラムの効果を検証し改善する作業が定期的に行われている。

参考：「児童館ガイドライン」抜粋

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館・児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 大型児童館には、健全育成活動や子育て支援活動について先駆的なプログラムを開発したり収集・紹介したりして、県内児童館の活性化を促す役割があります。
- プログラムの開発や収集・紹介は、県内の健全育成活動・子育て支援活動を活性化させるとともに、地域のニーズに応じたものにするために、大型児童館の職員だけで行うのではなく、県内の人材を積極的に活用することが重要です。
- プログラムの提供には、資料の提供の他、メディアの活用や研究会、ワークショップ、見学会の開催など、内容に応じて効果的な方法を発案して取組むことが必要です。

(3) 評価の留意点

- 大型児童館が取組んでいる先駆的なプログラムの開発や収集・紹介の状況について聴取し、資料等で確認します。
- プログラムの提供方法や検証の実施状況等について聴取し、資料等を確認します。

B5 B-1-(5) 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取組んでいる。

【判断基準】

- a) 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取組んでいる。
- b) 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取組んでいるが、十分でない。
- c) 児童館のない地域等に出向く取組を行っていない。

評価の着眼点

- 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めている。
- 地域の児童館や市区町村、健全育成団体等の協力を得つつ、県内全域を対象にした健全育成活動に取組んでいる。
- 県内全域を対象にした健全育成活動が、地域の実情をとらえて、効果的に企画・実施されている。

参考：「児童館ガイドライン」抜粋

第9章 大型児童館の機能・役割

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取組んでいることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 大型児童館は、県内全域を対象にした健全育成活動に取組むことが必要です。県内には児童館がない地域もあるので、そうしたところでは大型児童館が直接、「移動児童館」などと称して、遊びを提供したり、子育てや健全育成に関する啓発に取組んだりしています。
- 実際の取組に際しては、地域の児童館をはじめとして、地域の健全育成団体や市区町村等の協力のもとに進めていくことが必要です。
- 大型児童館が県内全域に出向いて直接健全育成活動を行うことは、地域のニーズに応えるだけでなく、児童館活動の啓発にもなる大切な取組です。

(3) 評価の留意点

- 移動児童館等の実施状況について聴取し、資料等を確認します。
- 県内全域を対象にした健全育成活動の実施状況について聴取し、資料等を確認します。